

事業仕分け結果を報告

三豊市事務事業外部評価委員会が行った事業仕分けについて、平成21年12月25日、関義雄委員長から市長に評価結果を報告しました。

この事業仕分けは、次年度以降も継続して実施し、平成22年度については、新総合計画第2期実施計画518事業のうち、おおむね100事業について議会との協議を行った後、外部評価に付する予定で、今後さらに事業の透明性を図っていきたくと考えています。



No.	事業名	担当課	評価	コメント
1	自主防災組織育成強化事業	総務課	現行どおり	現行どおりと評価するが、自主防災組織率100%達成までのビジョンをたて、それに基づく意識啓発や組織結成の促進、活動への支援等を実施すること。
2	企業誘致事業	政策課	現行どおり	現行どおりと評価するが、現在保有する企業用地は評価替えを行い速やかに処分すること。また、企業から選ばれる地となるためにも、奨励措置の内容を検討すること。
3	ふるさと融資事業		現行どおり	地域総合整備財団のふるさと融資を活用した融資であり、現行どおりと評価するが、融資先の経営状況等についても随時把握するなど進捗管理を行うこと。
4	地域審議会事業	地域振興課	廃止	現状では、新総合計画の策定が終了したこと、また、市民からの意見を十分吸い上げるような機能となっていないと判断し、本委員会として廃止と評価する。もし、将来において設置が必要な場合は、再度検討し設置すべきである。
5	フルーツ王国みとよ推進事業	農業振興課	現行どおり	市内外へのアピールを行うことにより産業活性化を図っていくことは重要であると考え、現行どおりと評価するが、農業収入の向上や農家の生産意欲の向上につながるよう、現在の事業内容の全面見直しを行うこと。
6	小学校施設耐震化推進事業	教育総務課	拡大	耐震診断結果のもと、現計画を前倒しし、早急に事業実施に取り組むべきではないか。また、経費削減の観点から、校区の再編についても具体的に検討すべきである。
7	社会教育一般事業	生涯学習課	縮小	特殊建築物定期報告書の経費を見直すとともに、活動団体への補助については団体の自立化をめざし、将来は縮小の方向で検討すべきである。
8	三豊市公民館活動推進事業		現行どおり	現行どおりと評価とするが、No.9の地区公民館・分館活動推進事業と統合し、事業の効率化を図るべきである。
9	地区公民館・分館活動推進事業		縮小	公民館活動については重要な取り組みと理解するが、市公民館事業と地区公民館事業を統合することにより、無駄を省き、より効率的に事業展開すべきと考える。縮小の評価については、予算規模や活動内容を縮小するのではなく、事業の統合を図っていくことで、組織のスリム化により効果性を高めるべきとの評価である。
10	文化財保護事業	健康課	現行どおり	文化財保護法に基づき保護活動を行うとともに、その活動内容を積極的に公開し、三豊市の文化を発信して頂きたい。
11	乳幼児医療費助成事業		現行どおり	現行どおりと評価するが、今後も費用対効果の検証を行い、助成対象年齢の拡充などの検討をすべきである。
12	母子保健事業(健診事業)	子育て支援課	現行どおり	現行どおりと評価するが、受診率の向上に向け、さらなる努力をすべきである。
13	母子保健事業(不妊治療対策事業)		現行どおり	現行どおりと評価し、今後も、市の出生率の向上を目指し不妊治療に係る費用の支援を行うべきである。
14	放課後児童クラブ運営事業	民間活力拡大市民等との協働	現行どおり	市よりも民間(NPO法人、社会福祉法人等)が実施する方が効果が高まると評価する。また、タクシー送迎代、電話代等については受益者負担を検討すべきである。
15	次世代育成支援対策事業	縮小	センター設置の必要性について検討すべきでないか。市の一括管理や放課後児童クラブ等の集約により効率的に実施を検討すべきである。管理組織体制について見直すべきである。	
16	出産祝金支給事業	縮小	子ども一人ひとりの命の重さはみな同じであり、第3子以降に限った支給は平等性を欠く。事業実施による正当な成果を示せないのであれば、事業を縮小すべきである。	
17	遺児年金支給事業	拡大	年2万円の支給では年金とは言えず、事業名称を変更すべきである。遺児支援策として額を増額し拡充すべきである。	
18	地域子育て支援センター事業	現行どおり	現行どおりと評価するが、愛育会活動や公民館活動と複層していることから、事業の統合などスリム化を図るべきである。	
19	予防接種事業(乳幼児・学童)	現行どおり	現行どおりと評価するが、接種率向上に向け、さらに周知・啓発に努力すべきである。	
20	認可外保育施設衛生・安全対策事業	現行どおり	現行どおりと評価し、今後も認可外保育所の衛生管理に対する補助を継続すべきである。	

所得税の確定申告はe-Taxが便利です



～ e-Tax利用のメリット ～

国税庁ホームページから電子申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax(電子申告)を利用して提出できます。(確定申告書等作成コーナーは「確定申告特集ページ」からご利用ください。e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得およびICカードリーダーライタの購入など事前準備が必要です)

最高5,000円の税額控除

平成21年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付けて、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除ができます。(すでに平成19年分または平成20年分の確定申告でこの控除を受けた人は受けられません)

▶ 問い合わせ 観音寺税務署 25-2191

添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます。(確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります)

還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。

e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

三豊市奨学金貸付希望者募集

貸付対象者

平成22年度に学校教育法に規定する学校のうち、高等学校の全日制、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、短期大学および大学(大学院を除く)に在学する人

貸付要件(すべての要件を満たす者)

市内に住所を有する人(進学のため他の市町村に住所を移す人を含む)
 修学意欲があり、学校長が推薦する人
 経済的な理由により修学が困難であると認められる人(ただし、市税を完納している世帯)

選考

奨学生選考会議で決定

貸付額

高等学校等 月額 10,000円以内
 高等専門学校および短期大学 月額 15,000円以内
 大 学 月額 20,000円以内

▶ 申し込み・問い合わせ 教育総務課 62-1110

貸付期間および利息

貸付期間は、貸し付けを受ける月数を通算して、奨学生の在籍する学校の修業年限に相当する月数以内とし、無利子とします。

返還

正規の修学期間が満ちた日の翌年4月から、貸し付けを受けた期間に2年を加えた期間内に月賦、半年賦または年賦払いにより返還してください。

申込書類

奨学金貸付申請書
 奨学生推薦調書
 所得・課税証明書および納税証明書(世帯全員のもの)
 住民票の写し(世帯全員のもの)
 入学許可書の写しまたは在学証明書(発行されしだい)
 * 申請書・推薦調書は、教育総務課、各支所市民サービス課(高瀬は市民課)に置いています

申込期限

2月26日(金)
 年度途中において貸し付けを受けようとする場合は、この限りではありません。